

【様式1】

市議会における政策提案とその対策等					
〔一般質問〕					
担当課	環境政策課	議員名	盛 泰子 議員	提案月	R 元.12
<p>〔提案事項〕</p> <p>空き地に繁茂する雑草等に対する苦情については、たとえ刈り取ったとしても、またすぐに雑草が繁るため、繰返しの苦情となる案件が多く、その原因は、所有者の管理不足や管理意識が欠如していることが考えられる。</p> <p>そこで、空き地の管理について、事前対策を定めている全国の先進地の条例を参考に「空き地の管理に特化した条例」整備と所有者の管理意識を高める対策について検討してほしい。</p>					
<p>〔現況等〕</p> <p>(1) 苦情等の有無 年間 10～20 件程度の相談や苦情が寄せられている。</p> <p>(2) 苦情等の内容 中心部の住宅地を中心に、雑草の繁茂による景観上の問題や病害虫の発生を心配する内容となっている。</p> <p>(3) これまでの対応 苦情等があれば直ちに担当職員が現場を確認し、市環境保全条例等に基づき、適切な管理を依頼する文書を土地の所有者に対して送付している。</p> <p>(4) 解決の有無 依頼文書の送付により、多くの空き地で草刈り等が実施されている。しかし、時期が来れば再び繁茂することになり、同様の苦情が繰返し寄せられる場合がある。</p>					
<p>〔政策提案を受けての対策〕</p> <p>空き地の管理に特化した条例整備および事前対策については先進地事例等を参考に検討していく。繰返し苦情が寄せられる案件については、苦情が来る前に事前に巡回し、所有者に対し文書等を送付し管理指導を行う。</p>					
<p>〔対応状況・令和 5 年 3 月末現在 完了〕</p> <p>新たな条例の制定ではなく、環境保全条例、伊万里市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例を根拠に、これまで市が取り組んでいる空き地の所有者等への指導による改善や解決手法で引き続き対応していくこととした。</p>					